内装容器の種類	中間容器の種類	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
プラスチック製袋、ファイバ板製箱、木製箱、ファイバ板製チューブ、金属製チューブ、プラスチック製チューブ又は外装容器内の分割仕切り	－	1A1、1A2、1B1、1B2、1H1、1H2、1N1、1N2、4A、4B又は4N	100kg
		4C1又は4C2	70kg
		1D、4D又は4F	50kg
		1G又は4G	30kg

注　追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。
PP70　国連番号が0059、0439、0440及び0441の危険物に関して、成形爆薬を単独で収納する場合には、円すい形の空洞を下面とすることとし、かつ、輸送物に「THIS SIDE UP」と表示すること。成形爆薬を対で収納する場合には、誤って発火した場合にジェット効果を最小にするため、円すい型の底面どうしを相対させること。

P138

内装容器の種類	中間容器の種類	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
プラスチック製袋	－	1A1、1A2、1B1、1B2、1H1、1H2、1N1、1N2、4A、4B又は4N	100kg
		4C1又は4C2	70kg
		1D、4D、4F又は4H2	50kg
		1G又は4G	30kg

注　物品の両端が封印されている場合に限り、内装容器を必要としない。

P139

内装容器の種類	中間容器の種類	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
プラスチック製袋、ファイバ板製容器、金属製容器、プラスチック製容器、木製容器、リール、紙製シート又はプラスチック製シート	－	1A1、1A2、1B1、1B2、1H1、1H2、1N1、1N2、4A、4B又は4N	100kg
		4C1又は4C2	70kg
		1D、4D、4F又は4H2	50kg
		1G又は4G	30kg

注　追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。
PP71　国連番号が0065、0102、0104、0289及び0290の危険物に関して、導爆線の両端は、火薬が漏れないよう堅固に固定されたプラグによる方法等により封印されたものであること。導爆線（柔軟性のもの）の両端は、強固に固定すること。
PP72　国連番号が0065及び0289の危険物に関しては、コイル状となっている場合に限り、内装容器を必要としない。

P140

内装容器の種類	中間容器の種類	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
プラスチック製袋、リール、クラフト紙製シート、プラスチック製シート又は木製容器	－	1A1、1A2、1B1、1B2、1H1、1H2、1N1、1N2、4A、4B又は4N	100kg
		4C1又は4C2	70kg
		1D、4D、4F又は4H2	50kg
		1G又は4G	30kg

注　追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。
PP73　国連番号が0105の危険物に関しては、両端が封印されている場合には、内装容器を必要としない。
PP74　国連番号が0101の危険物に関して、ヒューズが紙チューブにより覆われ、かつ、チューブの両端が取外し式キャップで覆われている場合を除き、容器は粉末不漏性のものであること。
PP75　国連番号が0101の危険物に関しては、1A1、1A2、1B1、1B2、1N1、1N2、4A、4B及び4Nを使用しないこと。

P141

内装容器の種類	中間容器の種類	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
ファイバ板製容器、金属製容器、プラスチック製容器、木製容器、プラスチック製トレイ（分割仕切り付きのものに限る。）、木製トレイ（分割仕切り付きのものに限る。）又は外装容器内の分割仕切り	－	1A1、1A2、1B1、1B2、1H1、1H2、1N1、1N2、4A、4B又は4N	100kg
		4C1又は4C2	70kg
		1D、4D、4F又は4H2	50kg
		1G又は4G	30kg

P142

内装容器の種類	中間容器の種類	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
紙袋、プラスチック製袋、ファイバ板製容器、金属製容器、プラスチック製容器、木製容器、紙製シート　又はプラスチック製トレイ（分割仕切り付きのものに限る。）	－	1A1、1A2、1B1、1B2、1H1、1H2、1N1、1N2、4A、4B又は4N	100kg
		4C1又は4C2	70kg
		1D、4D、4F又は4H2	50kg
		1G又は4G	30kg

P143

内装容器の種類	中間容器の種類	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量